


顧問契約に基づく会計監査報告書

平成 28 年 5 月 26 日

社会福祉法人 愛護会
理事長 及川 紀美子 様

盛岡市東安庭 1 丁目 2-18
公認会計士・税理士 昆 司 事務所

税理士 丹代一志 

社会福祉法人愛護会(以下「貴法人」という)様における、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの事業年度の決算について、顧問契約に基づく毎月の会計監査(会計相談・税務相談等の対応を含む内部統制的監査)を下記の通り実施しております。

平成 27 年 5 月 12 日	平成 27 年 11 月 16 日
平成 27 年 6 月 22 日	平成 27 年 12 月 22 日
平成 27 年 7 月 17 日	平成 28 年 1 月 25 日
平成 27 年 8 月 20 日	平成 28 年 2 月 22 日
平成 27 年 9 月 24 日	平成 28 年 3 月 14 日
平成 27 年 10 月 26 日	平成 28 年 4 月 26 日

決算監査(内部統制的監査)を平成 28 年 5 月 16 日に行った結果、財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書・その他決算書類は、関連する法令及び通知に従い適正に会計処理されており、また、証拠書類の保存についても適正であることを認め報告致します。

なお、前年度の監査報告書にも記載しているとおり、改正社会福祉法が平成 28 年 4 月 1 日より施行されています。貴法人の今後として「会計監査人の設置」「社会福祉充実残額の算定」「組織についての見直し(評議員が最高意思決定機関となる)」等への対応が必要となります。参考として埼玉県で出している資料を添付しますので参考にして頂ければと思います。

以上